

「使用印」として使用可能な印鑑

使用印鑑届・委任状には、入札・契約等に使用する印鑑を「使用印」として押印していただきます。
その際に利用可能な印鑑は、原則として『**代表者（委任を行っている場合は受任者）の印鑑**』（契約権限を有する者の個人または肩書きを特定するもの）となります。
それ以外の方を示す印鑑、所属や用途を示す印鑑はご利用いただけません。
また、スタンプ印はご利用いただけません。

使用印の可否(例)

入札参加登録の名義	印鑑の文字	使用の可否
株式会社丸八 代表取締役 山田 太郎 (委任無し)	株式会社丸八 代表取締役之印	○ (代表取締役を示している)
	山田	○ (代表取締役の個人を示している)
	株式会社丸八 契約之印	× (用途を示している)
株式会社丸八 代表取締役 山田 太郎 (支店へ委任) 名古屋支店長 佐藤 次郎	株式会社丸八 代表取締役之印	× (支店長とは別人の肩書きを示している)
	株式会社丸八名古屋支店 支店長之印	○ (支店長を示している)
	佐藤	○ (支店長の個人を示している)
	株式会社丸八 名古屋支店印	× (所属を示している)

※ いずれの場合も社印の**併用**は可能ですが、社印のみでの登録は行えません。
社印を併用する場合には、『社印+上記で利用可能な使用印』の両方を押印してください、